

静岡県告示第665号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和6年10月22日

静岡県知事 鈴木康友

1 区域の名称

上西郷石ケ谷 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡市	区町	大字	字	地番
掛川市		上西郷	字石ケ谷	次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域
				3021-1 1号
				3022 2号
				3012-2 3号
				3026-3 4号
				3026-3 5号
				3027-4 6号
				3034-2 7号
				3034-1 8号
				3034-1 9号
				3031 10号
				3030-1 11号
				3028-4 12号
3025 13号				